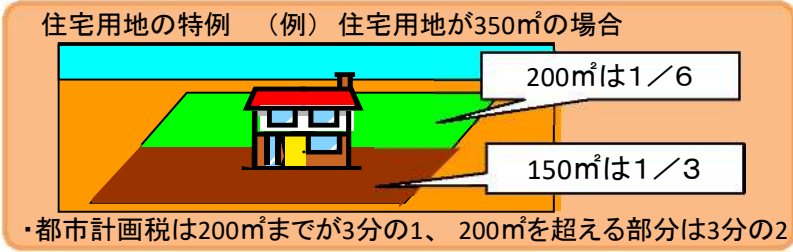


# 固定資産税等に係る被災住宅用地の特例措置について

## 被災住宅用地の特例措置

災害により住宅が滅失し更地となった土地(公費解体含む)について、被災後2年間に限り住宅が建っているものとみなして、「住宅用地の特例」と同様に土地に係る固定資産税を1/6又は1/3に、都市計画税を1/3又は2/3に軽減できる特例措置



## 課題

令和元年度東日本台風災害に係る「被災住宅用地の特例措置」が、令和3年度をもって地方税法上の適用期限を迎える  
 → 令和4年度課税の賦課期日(令和4年1月1日)までに住宅が再建されていない土地については、令和4年度の税額が上昇(住宅用地→非住宅用地)

## 対応方針

市独自施策として被災者に寄り添った支援を実施  
 → 「被災住宅用地の特例措置」の適用期限を迎えた土地について、令和4年度課税において「減免(※)」を実施

- (※) 減免額：「被災住宅用地の特例措置」と同等の軽減額
- 期 間：令和4年度限り(住宅の再建期間等を考慮し1年間)
- 対 象：約500名
- 減収額：約1,700万円(固定資産税+都市計画税)

減免の実施にあたっては、一般的には、他の納税義務者との公平性や実施に係る公益性などを踏まえ慎重に判断すべき  
 しかし、今回の台風災害に係る復旧工事や公費解体の進捗によっては、令和4年度課税の賦課期日(令和4年1月1日)までに住宅の再建が間に合わない等の被災者の事情にも配慮することが必要と判断

